

# 初期ソビエト憲法と民族問題 (1)

——ソビエト連邦成立史研究——

早川弘道

## 緒論

- 一 問題の過去と現在
  - 二 問題の別出と溯行
  - 三 研究史の輪郭
  - 四 分析の視角と方法 (以上本号)
    - 第一篇 ソビエトロシア一九一八年憲法生成過程における民族問題 (以下続稿)
    - 第二篇 社会主義連邦制によるソビエト国家同盟の形成
    - 第三篇 初期ソビエト憲法原理と民族問題
- 結論

十月革命(一九一七年)を端緒として、旧ロシア諸地域は、連続的なソビエト革命の波瀾にあらわれ、一九二四年一月、ソビエト社会主義共和国同盟において再結集した。<sup>(1)</sup>連邦制度 *deredamam* にもとづくソビエト諸民族国家の

同盟 Союз は、第一に現存するソビエト社会主義共和国連邦 СССР の歴史的源基として、第二に後続する多民族的な社会主義諸国の国家形態に対する有力な範型の一つとして、二重の意味で原型としての性格を帯びている。<sup>(2)</sup> さらにこのソビエト型の国家同盟は、その形成過程のうち、一個の多民族的な国民国家への転回、および民族国家(国民国家)の止揚に向かう直接的志向という二重の契機を、同時に内包するものであった。<sup>(3)</sup>

本稿は、かかる特質を有するソビエト連邦成立過程について、初期ソビエト憲法群の動態に即して、民族問題の領域から分析することを課題として、<sup>(4)</sup>

(1) 通常、旧ロシア諸地域の社会主義革命および民族人民革命(ブハラ・ホレズム等)は、ロシア革命、もしくは十月社会主義大革命と総称される。こうした呼称は、旧ロシアのほぼ全域を包括した変革であったこと、これが一九一七年十月のペテルブルク(さらにモスクワ)における労働者・兵士による中央国家権力の掌握を決定的梃子としたこと、地域的変革の帰結として、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国 РСФСР を事実上の中心環としてソビエト連邦が形成されたこと、以上の三点からする時、自然かつ妥当なものといえることができる。しかしながら、このような総称(ロシア革命・十月革命)が、ソビエト連邦の形成過程と原理的内容を跡づける際に、看過しえぬ偏光ともいえるべきものを生みだすことに注意する必要がある。後述するように、われわれはこの革命を、種々の発展段階にある諸民族による地域的変革の連関と総和として把握する。このことによつて、現在のソビエト連邦が、ソビエト民族国家の同盟、という形態に起点をおいたことの意味を、より深く正確に解明しようと考えている。この問題は、ソビエト連邦の国名にかかわってこざるをえない。叙述の現時点では、現国名である Союз Советских Социалистических Республик (СССР) 中の Союз について連邦、という訳語を充てて、「ソビエト社会主義共和国連邦」(略称として「ソビエト連邦」あるいは「ソ連邦」を用いる場合がある)とし、その形成史分析に必要な語義として、同盟の訳語を使うことにする。

(2) ソビエト連邦内にかつて存在したか、または現存する連邦制による構成共和国(前者にザカフカス社会主義連邦ソビエト共

和国 ЗСФСР、後者にロシアソビエト連邦社会主義共和国 РСФСР がある）を一応捨象するならば、社会主義的多民族国家は、連邦制国家（ソビエト連邦、ユーゴスラビア、一九六八年以後のチェコスロヴァキア）と単一制国家（中国、ヴェトナム、ルーマニア、ハンガリー、その他）に区分しうる。早川弘道「現代社会主義憲法と民族問題」『現代社会主義憲法論：社会主義法研究年報』第四号法律文化社・一九七七年所収、九七—九八頁を参照。

(3) 初期コミンテルンの世界「国家」構想とソビエト連邦（形成期を含む）枠内における国家・民族関係の区別と連関に、問題は帰着する。ちなみに一九二四年ソ連邦基本法は、第一篇中に以下の二つの文言を併記している。「最後に、問題は階級の本質が国際主義的であるソビエト権力の構造それ自体が、ソビエト共和国の勤労大衆を一つの社会主義的家族への統一の道に導いている。／すべてこれらの事情は、対外的な安全、国内の経済的繁栄、各民族の民族的な発展の自由を保障できる一つの連邦国家に、ソビエト共和国を統合することを、はっきり要求している。」「この国家は、世界資本主義に対抗する忠実な要塞の役割をはたす。それはまた、すべての国の勤労者を世界ソビエト共和国に統合する道における、あたらしい決定的な一歩という役割をはたす。」稲子恒夫訳『新ソ連憲法・資料集』ありえず書房・一九七八年、八〇頁、См. Конституция Общесоюзного государства. Москва. 1978, стр. 213.

(4) 筆者は、一九七六年度比較法学会報告「民族問題に関する初期ソビエト憲法原理の考察」〔『比較法研究』第三八号所収〕において、本稿の主題に関する鳥瞰図の提示を試みたことがある。またソ連邦での経験と理論の総括を主要な素材の一つとして、社会主義社会における国家と民族を検討した拙論「社会主義のもとでの国家と民族」〔『講座史的唯物論と現代』第六卷、社会主義』青木書店・一九七九年所収〕は、本稿に内在する理論軸を提示する位置にある。

\* 以下本稿において、原著者等の強調箇所を傍線で、筆者（早川）による強調部分を傍点で表示する。また外国語文献で邦訳のあるものは、原則としてそれによるか、あるいは該当頁を表示する。ただし訳文は必ずしもこれによらない場合のあることを附記する。

## 一 問題の過去と現在

一九七七年に採択されたソビエト新憲法は、ソビエト憲法史の歴史的内容をふまえて、憲法上の継承性、преемственностьを確保すること、同時にその内容を現代的要請に対応しうるもので満たすこと、という二つの原則的精神によるとされている<sup>(1)</sup>。新憲法に内在する民族的エレメント、とりわけ民族国家構造に関して、脱退権の改廃等を含む大きな変化によって、一九三六年憲法のもつ構成内容から質的に転換するといったドラスティックな事態は発生しなかった<sup>(2)</sup>。むしろ民族国家構造についていえば、社会主義的連邦原則の強調、脱退権の残留、構成共和国主権の拡大といった原則的事項において、一九三六年憲法規範群を前提として、これを一層緻密化する方途が採られている。一九三六年憲法が「国家構造 [Государственное устройство] (第二章)として概括的に連邦システムを規定したのに対して、新憲法は、四章編成からなる「ソビエト連邦の民族的國家構造 Национально-государственное устройство СССР」(第三篇)を擁して、連邦システム諸階梯の國家・國家形成体<sup>(3)</sup> государственные образования に関する規定をおいたのである。にもかかわらず、國家構造領域は、社会・政治・経済体制(第一篇)や國家と個人(第二篇)に比して、一見漸新な内容に乏しく、継承性の契機に吸引されている感は否めぬところである<sup>(4)</sup>。

しかしながら、ソビエト諸憲法の歩みを、形式・内容の両面でよく継承したという点にこそ、ソビエト連邦における「民族問題」の歴史的脈絡ともいふべき事柄が物語られているのであり、さらにかかる歴史的意味の浸透した民族國家構造に関する諸原則・諸規定が、前文をはじめとする諸条項に明示されたソビエト社会の到達点、およびその自

己認識に媒介されるものであるということを確認する必要がある。即ち、ソビエト連邦内における諸階級の接近プラ  
ス諸民族の接近という「成熟した社会主義社会關係」の實現——社会的同質性理論の対応——された段階に適合的な  
システムとして、その民族国家構造の存在意味が与えられているということである。重視すべきは、こうしたこと  
が、必ずしも平穩な常態ともいふべき現実過程、およびその認識過程の存在承認を導かないということである。その  
端的な例を、新憲法に残置された脱退権規定にみることができよう。新憲法第七二条は、各連邦構成共和国に対し  
て、「ソ連邦から自由で脱退する権利 *право свободно выхода из СССР*」を敢えて規定した。本条項は、三つ  
の意味内容を有するものとして、新憲法中に位置づけることができる。その第一は、ソビエト連邦における民族・国  
家の結合原理の表白としてであり、第二は、過去のソビエト諸憲法に貫通する規定の継承としてであり、第三の意味  
は、脱退権を否定する潮流との緊張した対抗としてである。これらの内容には、それぞれ以下の事情が含意されてい  
る。即ち、第一の意味については、一九二〇年代前半におけるソビエト連邦結成に際して争点となった、連邦の結合  
様式（原則および形態）そのものが関わっている。当時の「スターリン構想」——ロシア・ソビエト連邦への諸民族  
ソビエト共和国の吸収という契機を中心環とするもので、脱退権は、その存在にかかわらず消極的あるいは否定的色  
彩で塗りこめられることになる——と、「レーニン構想」——平等の諸民族〔国家〕間の自由な同盟を基本精神とし、  
脱退権規定存在の積極性・不可欠性が要請される——という二つの連邦構想の角逐がそれである。第二については、  
生産手段の社会化、搾取階級の消滅を核として狭義の過渡期から社会主義社会に移行したとされる時期に登場した一  
九三六年憲法（いわゆるスターリン憲法と呼ばれるもの）において、この規定が消極的な理由から、つまり削除する

積極的事由の不在という説示によって条文中に残されたことである。過去の総括的記録というスターリンの憲法観におしこむことのできない歴史的性格ともいふべきものを、われわれはこのことに読みとることができる。社会主義の初期階梯に存した脱退権が、その後期階梯（ソ連邦でいわれる発達した社会主義社会）への転化に際して、その社会構造のうちに存立の必然的契機を見出しうる可能性の問題である。第三についていえば、新憲法の全人民討論のプロセスで現われたといわれる脱退権規定削除論に集中的に表現されるものである。論者は、単一のソビエト民族 Единая советская нация の形成↓連邦構成共和国の存在意義の消滅↓国家構造変形の可能性を媒介とする脱退権の歴史的使命の終焉というシェーマを提示していた。これに対して主流は、敢えて対照を図式化すれば、統一的なソビエト人民 единый советский народ ↓連邦構成共和国の権能拡大による全連邦の一層の強化↓同共和国の主権性 суверенность の強調と脱退権規定の継承、という論旨を描き出したのだった。<sup>(9)</sup>

以上のことから第一次的に読みとることのできる点は、先の継承という契機が、けっして波風のない無矛盾性を意味せず、むしろそのことによってソ連邦における国家と民族の問題構造にはらまれている葛藤と矛盾を表明しているということである。ソビエト型連邦制にもとづく国家構造に関する憲法上の諸原則——端的には脱退権、二院制（連邦ソビエトおよび民族ソビエト）、主権的民族国家・自治システム等——の継承性が問題となる時、当然のことながら、継承される対象の歴史的内容、およびそれのもつ現代的意味内容（変容のプロセスを含む）という二重の事柄が把握されなければならない。再び脱退権を例にとるならば、これが憲法規定として明示された一九二〇年代中葉時点での意味は、以下の三点の複雑な絡まり合いの裡に表現されることになる。即ち、第一に旧ロシア諸民族地域の民族

自決権にもとづく再結合に際しての一般的原则、第二に統合された諸地域の民族主権を最終的に担保する原則、第三に諸民族のより強固な結合を展望するステップとしてのソビエト連邦制の過渡的、性格を明示する原則、である。これらは全体として、一度成立したソビエト連邦国家の枠内に限定されるという一時的なものとしての意味と、将来発生するであろう他地域におけるソビエト共和国との結合への媒介となる世界的広がりを見通すという性格とを合わせもつていたことに注目する必要がある<sup>(11)</sup>。

しかしながら世界史の現実の歩みは、初期ソビエト段階におけるかかる規定とは異なる道を通ることになった。ロシア・ソビエト革命に連続するハンガリー、バイエルンその他のソビエト革命、中国、ヴェトナム等における地域的ソビエト運動は、一時的な存在しか許されなかつた<sup>(12)</sup>。第二次世界大戦を契機とする東欧および東アジアの人民民主主義革命の結果、人民民主主義型の国家が登場するが、その間三〇年近い歳月をソビエト連邦という限定された地域における社会主義建設が営まれ、国際的にもソ連邦は有力な一国家として自らの歩を進めていた。このような経緯の中で、ソビエト連邦制は、統一的な多民族国家の構成原理に収斂していったのである<sup>(13)</sup>。したがって脱退権もまた、ソ連邦国内における民族「問題」との関連、換言すれば民族主権の態様との繋がりに限定された意味をもつにとどまることになった。こうしてその出生の秘密は、存在の場の転移にともなって変容を受けることになった。だが尚ソビエト連邦制の二重の過渡的性格の一方であるソ連邦内民族関係の変化に関連する内容によって、その存在意義は依然として問題とされるべき性質を有していたのである。

ソビエト新憲法は、先にも述べたように、非敵対的諸階級の接近、および友好的諸民族の接近という二種の社会現

象の進行を、ソビエト社会の社会的同質性 социальная однородность советского общества という概念で総括している<sup>(14)</sup>。これを民族論に引きつけてみるならば、無階級社会主義への進展が、民族の将来のみならず現実的存在態様にいかなる作用を及ぼし、また後者が前者にいかなる反作用を及ぼすかという問題が、ここから発生する。殊にソビエト社会に内在していた民族問題が、いわゆるレーニン主義的民族政策 ленинская национальная политика の貫徹の結果、消滅したのだという基本認識を常に前提としていることと関連して、現時点でソビエト連邦制にいかなる意味を付与するかということが、当然議論の対象とならざるをえないのである。つまり、レーニンのいうところのソビエト連邦制の過渡的性格は、最終的にソビエト国内の範域においてもその存在意味を失ったのではないだろうかという認識の成立可能性が出来るのである。かかる認識(現状把握)が、現実過程を正確に反映するものであるとするならば、民族の接近を媒介とする融合に至る今後のプロセス自体が要求するところのソビエト国家構造中の民族的エレメントの残存形態が、いかなるものにせよ存立しようという事情を留保した上で、脱退権をはじめとする、初期ソビエトに原型を見出しうるソビエト連邦制の基本原則は、歴史的使命を既に終えたとせざるをえない。これによってソビエト連邦制は、かかる歴史的脈絡において終止符を打たれる蓋然性を甚だ高められると考えられることになる。

結論からいえば、連邦制諸原則のかかる継承は、民族的融合を積極的に媒介するものであるという位置づけがなされるにもかかわらず、そのための理論的根拠の明示が殆どなされず、むしろ現在のソ連邦内民族現象(融合化論によっては包括しきれぬ要素を含む)への現実的対処としての意味を濃厚にもっているのである<sup>(15)</sup>。こうした事情は、ソビエトにおける憲法論・国家論の歴史に深く刻印されていることを見ることによっても判明する。中でもソビエト連邦

制の現状評価とそれにかかわるかたちでの将来的展望についての論争は、鋭い問題提起をなしている。レピョーシキン A. И. Лепишкин の近著<sup>(16)</sup>によれば、連邦制が現在既にその使命を終えたという一部の論者（例えばセミョーノフ П. Г. Семенов 等）はいうに及ばず、現連邦制下での民族国家制度・民族主権に対する制約論・形式化論（例えばシホフツォフ В. С. Шевлов 等）がきびしく批判され、著者自身の説として、ソビエト連邦制が高次共産主義に辿り着く時点まで存続することの必然性が論じられている。さらに新憲法の基調であるソビエト民族国家の強化、権能拡大について一致する主流の中にあつてさえ、ソビエト連邦制の原型が有する内容を今日的に再構成する試みを追求する論者（例えばズラトポリスキー Д. И. Златопольский 等）と、原型を傍証として位置づけ、むしろ民族融合論とこれに適合した形態を積極的に追求する論者（先のシェフツォフをはじめ大多数がこれに該当する）との間に、看過しえぬ差異を見出すことができる<sup>(17)</sup>。国家構造に関するかかる理論的分岐（もしくはその萌芽）は、民族自決権を含めて主権論領域（人民主権・国家主権・民族主権）のカテゴリー把握の方法（視角）と内容に色濃く影をおとすことにならざるをえないのである<sup>(18)</sup>。

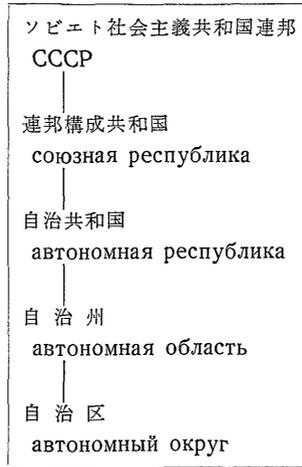
以上、現時点での問題の一端を解析することによって、今後のわれわれの分析対象が、ソビエト連邦制の現在と運命を見極める作業のみならず、社会主義社会にあつて諸民族がいかなる紐帯によって関係構造を展開せしめるかという根源的な問いへの解答を導くことにとつても、それが不可欠の問題領域をなしていることが明らかになったと考える<sup>(19)</sup>。

(一) См. Л. И. Брежнев, О проекте конституции СССР : Доклад на Пленуме ЦК КПСС, 24 мая 1977 года, —

《Конституция общенародного государства》 М., 1978, стр. 31-32. 『新ソ連憲法・資料集』(前掲) 一〇—一一頁。

(2) 例えば福島正夫氏は、草案段階で次のように論評されている。「多民族国家であるソ連の連邦制に变りないのは当然ながら、民族脱離権の規定も、あるいはと思われるものが存置された」(『日中経済協会会報』第五一号四二頁)。

(3) 国家形成体とは「準国家」ともいえるもので、固有の憲法をもたない民族自治の諸段階を指す。田中克彦『言語における民族と国家』岩波書店・一九七八年、一九一頁以下を参照されたい。ちなみにソビエト民族国家構造は左図の階梯を有している。



(4) 藤田勇氏は「予想されたほどの変化はみられない」とされつつ、(一)「連邦制の内部関係の緊密化」、(二)連邦各レヴェルの地位の明確化の二点に注目されている(『世界週報』一九七七年六月二八日号一六頁)。他に福島正夫前掲論文四二頁以下、谷川良一「ソ連邦の新憲法草案について」『ジュリスト』第六四八・六四九号の所論を参照。またブレジネフは草案報告で「これまでの経験から明らかかなように、ソ連の連邦制度の主たる特徴をなすものは、完全に正しかったのです。ですから、ソビエト社会主義共和国連邦の形態になんらかの原則的な変更を加える必要はありません。」と述べている(См. Л. И. Брежнев, Указ. соч., стр. 36, 『新ソ連憲法・資料集』(前掲) 一五頁)。

- (5) 新憲法前文、『法律時報』五〇卷二号九六頁（以下ソビエト新憲法の訳文はこれによる）。
- (6) 早川弘道「民族問題に関する初期ソヴェト憲法原理の考察」（前掲）一三四—一三五頁を参照されたい。
- (7) 一九三六年憲法制定過程の再考証を意図する作業として、И. В. Берхин, К истории разработки конституции СССР 1936 г. — «Строительство советского государства» М., 1972, «Уральск» 杉浦一孝訳「一九三六年のソ連憲法の作成の歴史について」名古屋大学『法政論集』第六一号、からたつ、ハーリンの関与と役割を指摘する稲子恒夫氏の見解「シンボジウム・スターリン主義の検討(1)」『現代と思想』第三〇号二七〇頁がある。
- (8) ソビエト社会主義の段階把握、現代規定について、佐藤経明、斉藤稔、長砂實、藤田勇等々の諸氏により、「過渡期論」、社会主義・共産主義論と連鎖する論争が展開をれている。
- (9) См. Л. И. Брежнев, О проекте Конституции (Основного закона) СССР и итогах его всенародного обсуждения: Доклад на внеочередной сессии Верховного Совета СССР Девятого созыва, 4 октября 1977 года — «Конституция общенародного государства» стр. 87-88, 『新ソ連憲法・資料集』二九頁。
- ソビエト民族 советская нация, Soviet nation ソビエト人民 советский народ, Soviet people の概念の間に、実態反映の上では決定的な差異が存在するとは思われない。いずれもソビエト諸民族 советские нации и народности, Soviet nations and nationalities の現在の接近状況を概念化したものである。ただし советская нация 概念が「スターリン民族論にもとづく四指標を充足する新しい単一民族の形成を説くものであり（当然ソビエト内諸民族の接近・融合による質的転化形態を想定することにより、諸民族国家存立の根拠もまた失われたとみる）」これに対して советский народ 概念は、諸民族が接近過程にありながら依然として個々の民族的存在の根拠が失われておらず、むしろそれらの発展・開花の一層の進展を通じて融合を目指す（したがって連邦制の強化が帰結される）。ただし後者もまたソビエト諸民族の到達点として、新しい型の歴史的人間共同態と位置づけられ、そこでの政治的・経済的・文化的・心理的・思想的統一性の形成が説かれている。両概念は、マルクス主義民族論（スターリン型のそれ）の内容構成における微妙なズレから発生したものと評することもできよう。
- (10) 例えはウクライナ一九二五年憲法は以下の文言を有する。См. Конституция УССР (1925 г.) Общие положения:

право свободного выхода из Союза, Статья 18: право всех наций на самоопределение вплоть до отделения. また一邦連構成共和国となったロシアは、その連邦的国家構造の故に以上の憲法規定を有した。Конституция РСФСР (1925 г.) Статья 13: право за отдельными национальностями на выделение. См. Образование и развитие СССР: Сборник документов. М., 1973, стр. 357 и 372.

(11) ベーリンは「コミンテルン第二回大会(一九二〇年)に際して、ソビエト諸民族の経験をふまえた次の規定を与えている。「連邦制はいさゝかな民族の勤労者が、完全な統一に至る過渡的な形態である。Федерация является переходной формой к полному единству трудящихся разных наций」。См. В. И. Ленин, Полн. собр. соч., т. 41, стр. 164 (издание пятое), 『ベーリン全集』(六月書店)第三一卷一三八頁。

(12) この時期に短期的・限定的内容ながらロシア・ハンガリー関係を軸とするソビエト国家関係の成立を見る必要がある。基本的視点を与える先駆的労作として、菊井禮次『社会主義国際関係論序説』法律文化社・一九七一年がある。

(13) 一九三六年憲法は、その指標として位置づけられる。ソビエト連邦が「労働者と農民の社会主義国家である」(第一条)と宣言し、「平等の権利をもつ左記のソビエト社会主義共和国の自由意志による結合にもとづいて形成された連邦国家 союзное государство」と明示し、一個の統一的な多民族国家としての性格を規定した(宮沢俊義編『世界憲法集 第二版』岩波文庫・藤田勇訳二七九頁以下)。主要な契機として、ソ連邦内社会主義建設の展開とこれにともなう認識上の転回があるが、さらに資本主義世界との関係(国際的契機)をも勘案すべきであろう。

(14) これは、階級的差異の漸次的消滅と民族の接近・融合という二種の社会的変化の現局面を表現する概念であり、新憲法の基調をなしている。筆者は別の機会にまずその哲学的内容について、例えば富沢賢治『唯物史観と労働運動』(ミネルヴァ書房・一九七四年)第一部「労働の社会化」論等を手掛りとして、批判的検討を試みた後、その社会的内容について検討を行う予定である。

(15) さらにソ連邦における「民族的抑圧」を非難するアメリカや中国の政策、『国際人権規約』との関連におけるソ連邦内の民族運動の動向といった外在的要素をも考慮する必要がある。

(16) См. А. И. Демешкин, Советский федерализм. М., 1977.

- (17) さしあたり新憲法制定後に相づいで発表されたズラトポリスキーとシェフツォフの論文を参照されたい。両者の間には興味深い論点の交錯が見られる。См. В. С. Шенцов, Некоторые проблемы теории Советского союзного государства. — «Советское государство и право», 1978, № 4, Д. Л. Заголопольский, Развитие ленинских идей о советской федерации в новой Конституции СССР. — «Советское государство и право», 1979, № 4.
- (18) 一九七六年のレビョーキン論文で展開された主権概念を中心として、国家論・民族論をも巻きこんだ広範な論争が形成されている。См. А. И. Лешкин, Суверенитет в Советском союзном государстве и его укрепление в период развития социализма. — «Советское государство и право», 1976, № 7. 社会主義社会における主権論の動向については、影山日出弥『憲法の基礎理論』勁草書房・一九七五年、一六七頁以下、および竹森正孝「A・スズゴフ『ソビエト人民の主権』一九七五年」『法の科学』（日本評論社）第五号二九〇頁以下を見よ。
- (19) 本稿ではソビエト新憲法についてその一端を見るにとどまらざるをえなかった。筆者は別稿「ソビエト新憲法と民族問題」において、問題の全体像について詳論する予定である。

## 二 問題の別出と溯行

主題への接近において、端的な手掛りをなすと思われるのは、おそらくソビエト連邦で遂行されたといわれる「民族問題の解決」の直接的・歴史的内容の吟味であろう。新憲法に先立って、ソ連共産党新綱領を採択した第二回党大会（一九六一年）にて、フルシチョフ H. C. Хрущев は以下の如き把握を提示している。

「党は、何世紀にもわたって人類の心をなやましてきた、きわめて複雑な問題を解決した。それは、資本主義世界ではいまなおその鋭さをうしなっていない問題である。それは、諸民族の相互関係の問題である<sup>(1)</sup>」。

この民族問題の解決が完了したというイデーは、ソビエト社会諸科学の全般に浸透している。殆どの文献がこの観

点から現状分析を行い、またそのことを通じてこの観点の理論的補強をなす様相を呈している。だがソビエト社会科学のかかる特徴にもかかわらず、その中に看過しえぬ理論上の分岐が存在すること、それは先述したソビエト連邦制の評価におけるヴァリアントの实在をとつても明瞭である。のみならずかかる分岐は、憲法・民族・言語・文化といった広範な理論領域にみることができるのである。そこにおいて、(一)現状を過去からの全面的に肯定すべき、讚嘆すべき発展であるという把握を共通の認識の場とした上で、(二)今後の展開過程の具体的方途をめぐる選択に多様性(ヴァリアント)が見られ、(三)最後に党の路線・綱領的目標への帰結の明示がなされる、というのが特色である。しかし中間項をなしている(二)の部分における差異の存在は、その内容が現実を深く連関する度合を強めざるをえぬ側面を有することから、時として非常に先鋭な論争を生みだす。われわれは、その好例を一九六〇年代になされた民族概念をめぐる大規模な論争に見ることができよう。<sup>(2)</sup> 論争の軸は、第一に民族概念の指標に国家を含めるか否か、第二にスターリンの第四指標——「文化の共通性のうちにあらわれる心理的性格の共通性」——を緻密化し、民族意識・習慣・伝統といった内容を付加することによって、前近代民族(ソ連邦でナロードノスチ *Народность* と呼ばれるもの)を再評価する方向についての賛否、第三に、民族語と民族間共通語、具体的には諸民族の母語とロシア語との関係についての論議、第四に民族文化の将来をどのように展望するか、という諸点にあった。<sup>(3)</sup> いずれも現在のソビエト民族政策を左右するに足る重要問題であつて、客観的には(一)の現状分析、(二)の党路線に深くかかわつてこざるをえない内容をもつものである。特に(一)の評価への連関は、ソ連邦での民族問題の解決に関する歴史的内容についての認識変化を惹起する可能性を秘めており、「統一的ソビエト人民」概念自体の再検討に連なりうる性質をもつと考えられ

(4) 以上のことは、民族問題全面解決論に基礎をおいた、ソ連邦には民族問題発生の客観的根拠が消滅したという一般的見地（認識）自体の具体的内容を、再度問い直すことを意味することになる。

ひるがえって、かかる理論動向の対極ともいふべき、ソ連邦内の民族運動に関する報知は、歴史的に展開・組織され続けてきた捏造を主内容とする反ソ宣伝の存在することに留意した上で、われわれに多くの示唆を与えるものとなっている。かかる情報は、主として「スターリン時代」における誤った民族政策の実施という問題に関連しており、これとの脈絡の中で現在の民族問題の存在が説かれている。その代表的文献の一つに、P・メドヴェージェフ・P・Mejbeleg によって書かれた『社会主義的民主主義に関する書』がある。(5) 彼は本書で、ソ連邦における「民族的なもの」と「民族主義的なもの」の区別の必要性を鋭く指摘した後、現時点での大民族主義イデオロギーと民族政策の存在が、ソ連邦内に種々の民族問題を生みだしているとする。民族問題発生の実態は、二つの方向に分岐する可能性をもった民族運動である。一つは「民族的なもの」を正当に評価し、民主主義的要求を社会主義社会という場へふさわしい形態で実現することを目標とし、これに適合的な運動様式を追求する潮流であり、他の一つは、正当な民族的要求から出発しつつも、運動形態と目標の設定において「民族主義」的偏向を有するものである。いづれにしても連邦内に種々の民族運動が実在すること、民族政策の転回次第では、さらに運動の拡大をみ、多様化する可能性が存在することが、感知されるのである。(6)

われわれは以上のことから、ソビエト連邦内に民族問題が存在する現実的可能性を認めうる状況のあることを共有しよう。(7) 勿論かかる見地は、ソビエト連邦での民族問題の解決の歴史が有する巨大な意義、即ち資本主義社会がこれ

を本質的矛盾として内蔵するのに対して、社会主義がこれを解決する一般的根拠をもつこと、ソ連邦において幾多の問題をまといながらもこれを解決する試みが連続として展開され、諸民族の発展が築かれてきたこと、という事柄を正確にふまえるからこそ得られるものなのである。<sup>(8)</sup>

かくしてわれわれは、次の点を確認することによって、上述の事柄に内在する歴史的脈絡を探りうる地点に到達したといえよう。即ち、ソビエト連邦の国家的成立過程が、民族問題の複合的・重疊的展開のプロセスであると同時に、その第一次的な、しかも集中的な解決の時期であったということ、さらに連邦的同盟の結成後における民族問題の実質的かつ全面的解決を保障するための制度的および思想的枠組を準備した時期であったということ、以上の二点の意味合いにおいて、それが原型、創出としての位置を占めていることである。そしてこの原型は、ロシア革命史・ソビエト運動の渦中から生みだされたものであった。

旧ロシアの革命運動の中で、社会主義革命の主要な領導組織となったポリシエヴィキは、運動の初期段階において連邦制を拒否し、単一の民主共和制を構想していた。一九一〇年代の半ばに世界的環境の変化（直接には第一次世界大戦の勃発）、国内情勢の変化（支配階級内部の矛盾激化）を契機として、指導者の一人であり、有力な理論家であったレーニン B. M. Jenuin による国家論および民族政策上における理論転換を媒介として、連邦制の再評価が開始される。十月革命の前後における諸地域の民族自決運動の展開と、その結果成立した民族ソビエト共和国間の関係形成を背景にして、ソビエト・ロシア政府は、連邦制をきたるべき新憲法の根本原則の一つとしたのであった。その後、一九二二—一九二四年のソ連邦結成に至る時期は、ソビエト連邦の具体的構成をめぐる種々の運動と思潮によっ

て織りなされるものであった。パリ・コミューンの後初めて本格的に生みだされた社会主義「国家」の構造が、マルクス主義国家論においてそれまで検討されることの少なかった原則、しかも一般的にそれに対して否定的であると考えられた原則である連邦制を敢えて採用したこの意味は大きく、また重みをもつ。ソ連邦形成における民族関係の現実的編成の歴史、およびこれに関連した理論史が、相互関連において究明されなければならないのである<sup>(9)</sup>。

(1) XXII съезд КПСС: Стенографический отчет. М., 1962, т. 1, стр. 153. 『ソ連邦共産党第二十二回大会の文献(上)』新日本出版社・一九六二年一六頁。問題解決の結果生まれたのが「ソビエト人民」である。新綱領では次のように表現されていた。「いろいろな民族に属するソビエト国民, народы СССР の間で、新しい型の社会関係によって生みだされ、ソ連邦諸民族のすぐれた伝統を具現した共通の精神的特性が生まれた」(там же, т. 3, стр. 312-313; 前掲書二八四頁)。その後この概念は、社会諸科学を動員して緻密化されていく。

(2) 論争の全体像は、田中克彦『言語における国家と民族』(前掲)一八九頁以下に与えられている。論争は『歴史の諸問題』《Вопросы истории》一九六六年第一号以降の誌上討論を頂点とするものであった。

(3) フルシチョフ時代に提起された経済地域制度の問題を含めて、経済構造に深く立ちあがって民族問題を論ずる傾向はあまり見られず、国家・法・文化といった上部構造およびその周辺領域に論点が集中されている。スターリンの第二・第三指標である地域・経済生活をも全面的な批判の対象とする課題が、依然として残されている。われわれはさしあたり、ソ連邦における都市と農村、地域分業、人口構成等の視角から、この課題に向けて足掛りを得ることができると考えている。

(4) 先に見た「ソビエト民族」\*「ソビエト人民」の理論的対抗は、逆の意味で、「ソビエト人民」概念の再検討への火種となりうると思われる。

(5) Рой Медведев, Книга о социалистической демократии. М., (На Рус. Amsterdam, 1972) 石堂清倫訳『社会主義の民主主義』三一書房・一九七四年。

(6) См. Составитель Роман Купчинский, Национальный вопрос в СССР. Суэцистль, 1975.

(7) 田中克彦氏は「ソ連邦の民族問題は、ごく単純化して言えば、一方に民族の主権拡大の希求と、他方に単一國家への願望という、それぞれいづれも真理のある対極の間での動揺であった。」とされる（『言語における國家と民族』前掲一九四頁）。問題は、この「希求」と「願望」が発生する契機とその存する場の構造を全体的に捉え、なおかつ「動揺」という現象の裏に、伏在する諸要素を明るみに出すことである。

(8) 早川弘道「社会主義のもとでの國家と民族」（前掲）三三二頁以下を参照されたい。またソ連邦を「社会帝國主義」と規定し、その内部に見られる「民族問題」を、「政治反動」によって生じた敵対的・非和解的矛盾の現象形態（諸民族の牢獄）とする一部に見られる見地は、実証的、理論的のいづれからも首肯しうるものでなく、説得力に著しく欠けるものといわざるをえない。

(9) 早川弘道、前掲論文三一六―三二五頁、同「民族問題における初期ソヴェト憲法原理の考察」（前掲）二二二―二三六頁を参照。

### 三 研究史の輪郭

ソビエト連邦における主題に関連する研究史は、主として憲法学・歴史学の領域で蓄積されており、一応左の四期に区分しうる。第一期は十月革命後、ソ連邦結成まで（一九一七―一九二四年）で、ソビエト型連邦制の建設に対応した憲法論的追求である。一九一八年ソビエト・ロシア憲法、一九二四年ソ連邦基本法、およびその間に創出された諸民族ソビエト共和国憲法群をめぐる諸思潮が、その結節をなしている。それらは日々生みだされていく新しい現実的事象とその法制化現象を解説する作業と解剖する作業とを絡ませ合いながら展開された。一九一八年憲法起草過程における主流（ボリシエヴィキのスヴェルドロフ・スターリンその他）と反主流（レイスネルに代表される）との間で

なされたソビエト連邦制の本質と形態をめぐる正面からの対抗が、この段階の理論的出発点となった。<sup>(1)</sup>この後、ソビエト自体の評価における分岐を支点に、地方(民族)自治・民主主義的中央集権制・主権等の理論領域で種々の潮流が発生すると共に、それらはソビエト型連邦制の現実的構成のための諸原則・諸政策に響き合うことになる。諸理論の交錯は、一九二二―二三年のソ連邦形成の最終局面で発生した、「スターリン構想」と「レーニン構想」の熾烈な政治的攻防に一旦呑みこまれていく。<sup>(2)</sup>レーニンは、自らの「自由な民族の自由な連邦」の構想を、政治的・理論的に勝利させるかたちで実現させた直後に死去する。その後敗れたスターリンその人が全同盟共産党書記長として「レーニン主義的ソビエト連邦制度」の営みを管掌し、指導することになる。

第二期は、ソ連邦結成から一九三六年憲法に至る時期であり、ソビエト連邦制が散在する民族問題を一步一步克服しつつ、その内的構造と外形を固めていく社会主義建設の時期に照応する。<sup>(4)</sup>同時にレーニン主義的国際主義による、民族主義的偏向を批判する一大攻勢がかけられたのもこの時期である。さらに第三期は「完全に勝利した社会主義」とされる段階<sup>(5)</sup>に対応し、一九五〇年代中葉まで続く時期である。この間に「社会主義法学」が成立し、ソビエト国家は一層強化される方向におかれる。ソビエト連邦制は安定した国民国家に転化し、その過渡的性格は不分明なものとなっていく。ソビエト連邦制は、歴史学・憲法学によって、民族問題の全面的解決のための創造的武器であるという認識上の枠組が一般化する。

しかしながら一九五六年のソ連共産党第二〇回大会でのスターリン個人崇拜批判を契機として、過去の民族政策上の誤りが明るみに出される。あわせてソ連邦形成時におけるレーニンのスターリン批判、とりわけその大民族主義

(シヨビーニズム) 的傾向への指弾が存在した事実がクロージアップされた<sup>(6)</sup>。このことは、とりもなおさず憲法史を  
含むソビエト歴史科学が、それまで採ってきた認識枠組——レーニンの後継者であるスターリンの民族理論に領導さ  
れたスターリンの民族政策の勝利の歴史——に少なからぬ動搖・打撃を加えることになった。ソビエト民族政策の正  
しさと今日の到達点は、レーニン主義そのものを根拠とするという把握が全体化する。かかる認識方法の変化は、ソビ  
エト民族政策の全行程における科学性と正しさを強調する際に、スターリン民族政策の個々の例外的誤謬(レーニン  
主義からの逸脱と見る)の存在を確認しつつ、それをも路線擁護の一証左とする一般的傾向をもたらす。だが、この  
ような限界性をもちながらも、歴史自体の再検討は、歴史評価の多様性とこれに連なりうる概念把握の多岐性を局面  
的ながら発生させた。(一)一九五六年に提起されたレーニン連邦制論の再検討をめぐる論争<sup>(7)</sup>、(二)一九六〇年代前半の国  
家死滅にかかわる諸議論、(三)一九六〇年代中葉に本格化するスターリン民族概念の批判的再構成をめぐる論争、(四)一  
九七〇年代後半に再浮上したソビエト主権論争、といった争点の連鎖は、それ自体としてわれわれに多大の示唆を与  
えている。われわれは以下の意味合いにおいて、即ち第一にかかる理論状況から必然的に生みだされるものとして、  
第二にその限界性につき破る可能性を内在させたものとして、第三に何よりも歴史の再評価の作業が現代ソビエトの  
枢要をなす諸問題と深く連関させられて登場したものととして、注目するのである。(一)の論争が主題と直接的関連を有  
することは明瞭であるが、他の三争点も遠近の差はあれ、主題と不可避的にかかわってこざるをえない内容をもつこ  
とは勿論である。

ともあれわれわれは、右の諸時期における方法上・内容上の特質を十分考慮に入れた上で、ソビエト社会科学の膨

大な蓄積の中に、第一次的な研究素材を見出すことができるのである。<sup>(8)</sup>

次に欧米および日本における研究を鳥瞰しておくことにしたい。ソビエト連邦における蓄積に比して、それはあまりにも貧弱であるといわざるをえないのである。勿論この事情は、多くのソビエト研究が反ソビエト運動の一環として出発したことに第一次的な規定を受けているわけであるが、それ以上に科学がソビエト連邦制の実態を十全に認識しうる条件に欠けていたこと、そうした制約下で新しい型の連邦制の本質把握への志向を自覚的にもたなかったこと、によるものと考えられる。第二次世界大戦後に、社会主義世界体制が成立し、ソビエトが社会主義世界の一構成単位となるという客観的状況の変化をも契機として、ソビエト連邦「史」を科学的認識の対象とする傾向が、次第に広がりを見せていく。しかし今日においても、ソビエト連邦制に関する研究は、依然その歩みを速める状況にないのである。われわれはこの間における瞠目すべき成果として、わずかにR・パイプス『ソビエト連邦の形成——共産主義と民族主義一九一七—一九二三年』<sup>(9)</sup>（一九五四年初版・一九七〇年再版）、およびE・H・カー『ボリシェヴィキ革命一九一七—一九二三年——ソビエトロシア史』<sup>(10)</sup>（一九五〇年）を有するにとどまっている。いずれも第一次資料を駆使した研究である。パイプスの著作は、その表題に明示されるように、ソ連邦形成過程を実証的に追跡する殆ど唯一の本格的モノグラフィイとして研究史に屹立している。だが豊富な記述にもかかわらず、ソ連邦形成史を、ソビエトによる全ロシア地域の征<sup>レ</sup>庄<sup>レ</sup>過程 Soviet Conquest とする認識方法・内容上の特質が、新しい型の連邦制であるソビエト型の社会主義連邦の創成とその論理を明らかにすることを阻んだのであった。またカーの著作が、ソビエトの学者からの一定の理解をも含めて、ソビエト史研究の金字塔ともいわれる文献であることは周知に属する。政治・経

済・国際環境という社会史の包括的分野を相互の関連のうちにおさえ、党と国家の構造把握を通じてソビエト連邦形成史の特質を説得力をもってひとまず解剖することに成功している。さらにこの考察が、「レーニンの国家論」および「自決に関するポリシエヴィキの教義」という注目すべき理論史分析をふまえていることが特筆されよう。しかしながら、かかる理論史分析の内容における諸観点、国家構造分析における認識方法上の諸問題——例えば理想的原理と現実の落差、即ち死滅の過渡にある国家とプロレタリア独裁の現実の対置という基本視角の上に連邦制もまた措定される——には、批判的な検討がなされなければならない。

両大著以外で主題に関連した研究が、ソ連邦の一般的歴史、ソ連共産党史（レーニンとスターリン、という設定を含む）、民族問題の史的考察等々の諸分野に散在している。

さてわが国での研究であるが、主題と直接関連する作業としては、ここでも左の二篇を揚げることができるにすぎない。中村義知「ソビエト連邦と社会主義的民族」<sup>(14)</sup>（一九五六年）、および菊井禮次『社会主義国際関係論序説』（一九七一年）がそれである。中村論文は、ソビエト制研究の巻頭におかれた力作であり、国家論と民族論の連関の裡にソビエト連邦制を定置したのだったが、内容的にはスターリン・レーニンの図式に基礎をおいており、ソ連邦における研究の第三段階とほぼ重なり合うものであった。これに対し比較的最近の菊井論文は、社会主義国際関係の歴史的把握に関する先駆的考察としての位置を占め、その作業の起点に、「社会主義国際関係形成前史」として、ソビエト連邦形成過程を含んでいる。外交史（世界政治史）論的視角からする作業性格の故に、ソ連邦成立史の外貌を正確に捉えることに集中されてはいるが、成立史の全貌をうかがひあがらせる際の不可欠の部分となすものということができ

る。

さらに近年、われわれの主題と関連する研究として、第一にソビエト法、および法理論史の研究、第二に十月革命を起点とする諸民族地域の革命分析が進行している。前者については、特に藤田勇『ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八』(岩波書店・一九六八年、増補版一九七六年)、森下敏男「初期ソビエトにおける憲法理論の展開(一)——基本的諸概念の構成をめぐって」<sup>(15)</sup>が、それぞれに固有の方法・視角から、ソ連邦形成過程に照応する時期の法理論を、詳細に分析している。後者については、和田春樹、長尾久の両氏からするロシア革命分析方法の再検討に向けた提起および歴史分析を端緒として<sup>(16)</sup>、両氏の十月革命分析をはじめとして、現在までにウクライナ、グルジア等を対象とする精細な地域分析が開始されている<sup>(17)</sup>。

以上、ソビエト連邦制に関する史的研究所の状況を概観したわけであるが、歴史像の再検討、概念の再構成という相互に関連し合った二様の作業が、いよいよその必要性を増し、これを通ずることによってのみ、研究史に新たな地平を拓くことが可能になるといえる。

- (1) 新美治「ソビエト・ロシア共和国の国家構造をめぐるレイスネル・スターリン論争——一九一八年ソビエト・ロシア共和国憲法総則案の起草過程について」名古屋大学『法政論集』第六八号、森下敏男「初期ソビエトにおける憲法理論の展開(六)」神戸大学『神戸法学雑誌』第二六卷三四号を参照されたい。第一次資料としては以下を見よ。См. Г. С. Гурвич История советской конституции. 1923, Протоколы заседаний ВЦИК 4-го созыва: Стенографический отчет. М., 1920.

- (2) 連邦制「民族問題」に関する論叢 (П. И. Случка, Г. С. Гурвич, М. А. Рейснер, А. Шрейдер, Я. М. Свердлов 初期ソビエト憲法と民族問題)

H. T. D.) の憲法論、政治思想を、歴史過程との相関の中で見ていく必要がある。

- (3) Moshe Lewin, *Lenin's Last Struggle*, NY, 1968, Pluto Press L., 1975, (M・レーヴィン、河合秀和訳『レーニンの最後の闘争』岩波書店・一九六九年) をはじめとして種々の著作により、さまざまな分析が加えられている。それらへの評価については後述するが、ほぼレーヴィンの水準にとどまり、多くの論者が直接、間接にこれに依拠している。ただし最新の研究を含めて(例えば中野徹三・高岡健次郎・藤井一行編著『スターリン問題研究序説』大月書店・一九七七年、五六―六三頁)、あたかもスターリンの性格的欠陥が、彼のソビエト民族政策の基軸をなしているかの如き印象を与える分析・方法を多く見うける。われわれは、こうした要素が政策と運動を見る際に必要でないものと考えてはいいないが、むしろスターリンの民族論自体がもつ不整合性・不充分性・一面性こそが主要な契機をなしていると考えている。早川弘道「社会主義のもとでの国家と民族」(前掲) 三一一―三三三頁を見よ。

(4) 第一期から二期への架橋となる文献として、あつたり次の二著をあげておく。См. Д. Н. Анонов, *Очерки федерального управления СССР*, Л.-М., 1925, А. Малицкий, *Советское государственное право*, Харьков, 1926.

(5) 資本主義復活の内的根拠が消滅したことを意味し、「最終的に勝利した社会主義」(外からの社会主義駆逐が不可能となった段階)と対概念をなす。См. И. Сталин, *Вопросы ленинизма*, издание одиннадцатое, 1947, стр. 600-609.

(6) 非公開会議におけるフルシチョフのスターリン個人崇拜批判の中で、レーニン主義的民族政策の侵犯についての言及が存したといわれる。われわれは現在その正式テキストを確認し保持するに至っていないが、数種のものがある。和田春樹「スターリン主義の研究」朝日新聞一九七八年二月二一日号(夕)参照。

(7) 早川弘道「現代社会主義憲法と民族問題」(前掲) 九三頁以下を参照。

(8) 関連諸領域において注目すべき文献の一部を例示しておく。Энциклопедия истории права : Н. Я. Куприч. Из истории науки советского государственного права. М., 1971, С. Д. Ронин, *Первая Конституция : К истории разработки Конституции РСФСР 1918 года*. М., 1948, и т. д. Энциклопедия истории права : Д. Я. Эглатопольский, СССР—федеративное государство. МГУ, 1967, И. П. Цамбян, *Теоритические проблемы образования и развития советского многонационального государства*. М., 1973, А. И. Лепешкин, *Советский федерализм : Теория и пра-*

- книга. М., 1977, и т. д. ①民族国家・民族国家史論：М. И. Куличенко, Национальные отношения в СССР и тенденции их развития. М., 1972, А. К. Азязян, Ленинская национальная политика и развития и действия. М., 1972, и т. д. ②ソビエト国家・国家論：Под редакцией С. И. Русиновой и В. А. Рынжиа, Советское конституционное право. Л., 1975. Марксистско-ленинская теория государства и права：Социалистическое государство. М., 1972, и т. д. ③ソ連共産党史・諸民族・地域革命史・国家建設史・Д. А. Чураев, Коммунистическая Партия—организатор СССР. М., 1972, и т. д. ④ソビエト民族政策への系統的批判を含む文献として Рой А. Медведев, К суду истории：Генезис и последствия сталинизма. М., 1968, (石塚清倫訳『共産主義への 問答』三二書房・一九七四年(下)四三五頁以下)。
- (9) Richard Pipes, The Formation of the Soviet Union：Communism and Nationalism 1917-1923. Revised Edition, Harvard University Press, 1970. ソビエト連邦の著作はソ連邦の研究者からな反ソビエト的文獻として常に批評の対象 となされてきた。См. И. С. Зенушкина, Советская национальная политика и буржуазные историки：Становление Советского многонационального государства (1917-1922 годы) в современной американской историографии и т. д. (同書は一九七五年に英語版を刊行された)。
- (10) Edward Hallett Carr, The Bolshevik Revolution 1917-1923, Vol. 1 —— A History of Soviet Russia, London, 1950. (原田三郎・田中菊次・服部文男訳『ボリシェヴィキ革命一九一八—一九二三年』第一卷「みすず書房一九六七年」)
- (11) *ibid.*, Pelican Books, 1969, p. 238—, 邦訳前掲書一九二頁以下。
- (12) *ibid.*, pp. 139-140, p. 159, 前掲書一一二頁「一一二頁を参照。
- (13) ソビエト連邦の連邦の再構成について Jean Ellenstein, Histoire de l'U. R. S. S., T. I (1917-1921), T. II (1922-1939), T. III (1939-1946), T. IV (Contemporaine), Editions sociales, Paris, 1975, ⑤他は「マルクス・レーニン主義の歴史」な刊行中の邦訳である。⑥同書 Charles Bettelheim, Class Struggles in the USSR—First Period：1917-1923, Monthly Review Press, 1976 (フランス語版は一九七四年) J. Ellenstein, Histoire du Phénomène Staline, Paris, 1975 (大津真作訳『スターリン現象の歴史』大月書房・一九七八年) E. H. Carr,

The Russian Revolution: From Lenin to Stalin (1917-1929), London, 1979, (塩川伸明訳『ロシア革命——レーニンからスターリンへ』岩波書店・一九七九年)が注目される。また民族問題史を追求するものとして、H・デーヴィスの近著 Horace B. Davis, 'Toward a Marxist Theory of Nationalism, 1978, Monthly Review Press, は、ローザ・ルクセンブルク、スターリン、レーニン、トロツキーの民族主義論を検討した後、ソビエト連邦、ユーゴスラヴィア、中国、ラテンアメリカの問題史を追跡し、ファノン、カブラルらアフリカ解放闘争の諸思潮の解明に向かうという示唆的で興味深い展開となっている。ただしソ連邦史の記述は、主にパイプスの前記著作に依拠する水準にとどまっている。

(14) 鈴木安蔵他著『ソヴェト制の研究』勁草書房・一九五六年所収。

(15) 『神戸法学雑誌』第二四巻四号—第二七巻二号(一九七五—一九七七年)所収。またソビエト國家史について、稲子恒夫氏の研究『ソビエト國家組織の歴史』日本評論社・一九六六年、『革命後の法律家レーニン』日本評論社・一九七四年がある。

(16) 和田春樹氏は「革命原因論」とこれに直結した「革命本質論」を批判され、いまや自覚的な革命構造論が追求されねばならないとする。「近代ロシア社会史研究とソヴェト社会史研究を見とおして、この革命における諸階級・諸社会層の運動とその相互関係、政治党派の指導と大衆運動、中央の政局と各地域の動向の結びつきを解明する革命の構造論が、いまこそ試みられなければならない」(岩波講座『世界歴史』第二四巻・一九七〇年、七四頁)。他方長尾久氏は大著『ロシヤ十月革命の研究』(社会思想社・一九七三年)に内在する分析視角として、「ソヴェト権力の全国化」(第六章)の視点と関連して、「ロシヤ革命の限界」と評する農民問題と民族問題における「失敗」——これが「革命そのものに根ざしたものであるから、問題はきわめて深刻である」とされる——の意味を考察する必要性を強調されている(同書「むすび」五〇七頁以下を見よ)。

溪内謙氏は、両氏の作業に先立って以下のような方法、問題意識の下に一連の歴史分析を展開されている。「特定の既成理論あるいは既成の方法の意識的な適用を避けて、むしろ、資料の分析を通して、歴史の内在的論理を、虚心に追求すること」、「現在、ソビエト史の研究者にとって必要なことは、既成の理論体系によって、ソビエト史についての様々の解釈を提示することではなくて、ソビエト史がその本質において、新しい特異な事象であることを認識し、そのことに立脚して、歴史の内在的究明を通じて妥当な理論、方法を構築することにつとめることである」(溪内謙『ソビエト政治史——権力と農

民』勁草書房・一九六二年「はしがき」。さらに同氏の『スターリン政治体制の成立』岩波書店・一九七〇年、「現代社会主義の省察」岩波書店・一九七八年を参照されたい。

(17) 主な文献を掲げるならば、(一)「斎藤治子「ウクライナ・ラーダについての若干の考察——ロシア革命と民族自決の問題」東京女子大学『史論』第一二号・一九六四年、(二)『歴史学研究』第四〇九—四一〇号特集「ロシア周辺の革命Ⅰ・Ⅱ」一九七四年(高橋清治「ザカフカス——一九一八年夏」、斎藤治子「ウクライナ・ソヴェト革命の第一段階」、木村英亮「中央アジアにおけるロシア共産党——ヒヴァ人民ソヴェト革命」他)、(三)中井和夫「ウクライナ共産党の形成」『歴史評論』第三〇六号・一九七五年、(四)『ロシア史研究』第二四—二五号(一九七五—七六年)誌上での中井・斎藤論争(中井和夫「ウクライナ革命史の研究によせて」、斎藤治子「ウクライナ史における民族と革命」)、(五)菊地昌典編『ロシア革命論』田畑書店・一九七七年所収論文(高橋清治「革命・地域・民族——ザカフカスの革命の諸問題」および「ウクライナ問題」の史的展開——ソヴェト同盟形成史序説」、青木節也「『民族革命』の運命——ウクライナにおける民族統一戦線の成立と解体」、(六)『ロシア史研究』第二九号特集「ロシア革命と民族問題」一九七九年(青木節也「少数民族の歴史と現在」、高橋清治「ロシア革命における『グルジア問題』——第一二回党大会覚書」)。先の溪内・和田・長尾氏らの提起と合わせて、以上の研究に対するわれわれの見解は、本論において適宜開示することにした。

#### 四 分析の視角と方法

ソビエト連邦制の特質は、第一に歴史的文脈からすれば、旧ロシア地域における民族自決運動の全支流を最終的に一つの本流に結合するという、創造的な国家形態であったことである。<sup>(1)</sup>ロシア革命という歴史的な場の構造と運動——それは場の存立する外的環境の動態と不可分な関係の裡に存在している——の帰結として生みだされたという点で、すぐれて実践的・具体的な見地からの考察が要求される。これに以下の事情が加わる。即ち旧ロシアが多様な

社会発展段階にある諸民族の複合体であったことから、資本主義から社会主義への移行のみならず、前資本制社会からの社会主義への直接的移行（いわゆる非資本主義的發展の道）のプロセスが重なり合い、絡み合ったということである。第二にはその論理的脈絡ともいべきものである。まず資本制社会に貫通する民族的要素の特殊なあり方とその歴史的傾向性を基礎過程<sup>(2)</sup>として、帝国主義段階におけるその発現形態が、全体性をもった運動体として捉えられなければならない。ソビエト連邦制は、かかる段階的発現形態に直接対応する思潮であり、同時にその歴史的傾向を實踐的に止揚する論理を包懐した思想であったと考えられる。これらを分析するためには、科学的社會主義、あるいは史的唯物論の全体系（固定の教条の体系を意味しない）の中で、国家と民族の範疇がいかなる鎖環をなしているかという点についての仮説が不可欠となる。しかしながらこの仮説の定立は、現在、民族問題の全構造（世界的内容）の再検討を通じて構成されるべき理論史段階にあることが、十分留意されなければならないであろう<sup>(3)</sup>。

われわれは、本稿に先立って提示した仮説的理論軸<sup>(4)</sup>——労働・社会・階級・国家を基礎カテゴリーとする民族認識——を潜在的に保持した上で、国家と民族の歴史的相関のもつともドラマスティックな集中的轉換の場面である主題を分析することを通して、仮説の本格的再定立を試みたいと考えている<sup>(5)</sup>。

さて、民族自決権・民族自治・民族主権等の諸概念は、先の二つの脈絡が直接に連関し合う地点に発出し、時に政治的スローガンとして浮上することさえありうる。民族自決概念は、ソビエト連邦の成立過程を支える諸原則——民族の平等・自発的意思・民主主義的中央集権主義・プロレタリアートの独裁・プロレタリア国際主義等——を媒介として、ソビエト型社会主義連邦制における民族主権概念に成長、転化する<sup>(6)</sup>。

かかる諸概念の連鎖は、この領域に固有な歴史的なものと論理的なものの区別と統一において捉えられることが重要である。連鎖の論理的構造は、現実の歴史的展開の集積から分泌された思潮・理論のうちに端緒的表現を与えられるが、その段階では依然として諸概念自体の個々の内容をはじめとして、連鎖の有機的内容、内部紐帯が不分明であり、連鎖の全体像および近接する他のカテゴリー群との関係もまた限定された性格をもたざるをえないのである。(一) 民族平等(同権)の思想・政治・経済・文化の諸レベルでの内容、これと「人権」カテゴリーとの関連、(二) 自発的意思を構成する階級意識・意思と民族意識の諸形態、さらにこれと「民族主義・国際主義」範疇との関係、(三) 連邦制をシステムとして実現する楨杆である民主主義的中央集権主義、(四) 権力の階級の本質であり、また社会の政治的編成の要となるプロレタリアートの独裁、これが民族的・地域的限定性をもって成立することの意味、(五) 民族の再生と接近を表現するインターナショナルイズム、その思想的内容と物質的根拠、ナショナルイズムとの関係、等々。これらが各々に即して解明され、なお相互の連鎖の構造が抽出されねばならない。この作業を通じてはじめて、ソビエト連邦制の論理の全体像をうかがいあがらせることが可能となるのである。

本稿は、かかる問題群における諸連関を、初期ソビエト憲法群の生成・実現過程の考察を通じて明らかにすることを企図している。社会主義論における争点系列中<sup>(7)</sup>にあつて、また史的唯物論の体系にあつて、分析の後段階に位置する民族概念の内容をなす諸エレメントを、国家と社会の根本法としての性格を濃厚にする憲法規範とそこに貫通する憲法原則・憲法思想・憲法意識等を媒介にして解明する作業<sup>(8)</sup>には、必然的に以下のような制約が付随することになる。第一に憲法規範と現実過程との相互関係(緊張関係)を把握する場合に、規範的意味合いを無制限に強調する方

法、その対極として現実的諸力の政治的關係にのみ帰結させる方法という二種の傾向的な設定を誘引しがちなことである。先のパイプスの労作が明確に後者に拠る弊をもつのに対し、カーにあっては、二種のモメントを歴史分析にパランスをとって内在させる独自の方法が自覚的にとられている。しかしそれでも分析の枠組自体が、理想と現実との距離の存在、その発生のメカニズムの解析という視角に貫かれるため、得られた歴史叙述の一貫性・整合性の長所が、逆に発見された諸問題・諸矛盾の本質的説明を不明確にになってしまうことになったのである。第二に、民族概念がカテゴリー系列中に占める位置にもかかわらず、歴史過程に即して見た場合に、歴史の展開する場を直接構成するものとなって、階級との相関の下に直接的主体となることから発生する問題である。プロレタリア革命における民族と階級の相互連関の構造は、当事者たる変革主体を常に悩ませ、袋小路に追いやる可能性をもつものであっただけでなく、民族理論史の最大の隘路として存在し続けている。第三に、ソビエト連邦形成という社会の全体史を対象とするにもかかわらず、叙述の直接的課題が「初期ソビエト憲法と民族問題」という限定された視角からするものとなっていることから発生する問題である。主題の全面的展開は、本来この時期の政治・経済・思想・文化の全体史、その中に存在する民族運動史の総体を射程に入れたものでなければならぬ。その意味で、これらに関する諸成果を可能な限り前提とすることが必要とされるが、本稿はそのような全体史（社会史）としてのソビエト連邦形成史に不可欠かつ概要の一部をなすと思われる憲法史の領域から、全体史形成の一環を提示しようとする試みとして位置づけられよう。

(1) E・H・カーは、連邦的ソビエト国家構造の特徴の一つである「二院制」——最高ソビエトと民族ソビエト（一九二四年

基本法第一三条)——について、ブルジョア国家制度の「移植」という視角から論じている。社会主義連邦制におけるブルジョア国家制度の継承と断絶という問題設定からすれば興味深い指摘といえようが、この視角をもってソビエト型連邦制の分析の中心部に据えらるとするならば、「新しい型」の本質を見誤ることとなる。

- (2) 近代資本制社会の展開をまっぴら、はじめて民族関係は世界史的広がりを有するようになる。さしあたってマルクス、エンゲルス、花崎泉平訳『新版ドイツイデオロギー』合同出版、三二—三三頁および七五—七七頁を参照せよ。また歴史的傾向性とは、レーニンが明示した世界的法則としての民族国家と、同時に進行する民族的隔壁のうち砕かれていく過程の弁証法を念頭においている。例えば、レーニン、村田陽一・坂井信義訳『民族問題ノート』大月書店・一九七七年、および『帝国主義論ノート』(全集第三九卷)を併せ見よ。

- (3) 早川弘道「社会主義のもとでの国家と民族」(前掲)三〇七—三二二頁を参照。

- (4) 同書三二—三三頁で試論を提示してある。

- (5) 本稿第三篇「初期ソビエト憲法原理と民族問題」で、この作業がなされる予定である。なおソ連邦におけるかかる課題への取り組みとして M. Г. Кириченко, Роль законодательства в национально-государственном строительстве Союза ССР. М., 1974, があつる。

- (6) 現代ソビエトの憲法・国家学者による把握を簡潔に図示したものが、早川弘道「民族問題における初期ソビエト憲法原理」(前掲)一三八頁所収の附表「ソビエト連邦原理に関する学説の概括的一覧」である。

- (7) 藤田勇「社会主義論の現代的争点をめぐって」『現代と思想』第三〇号・一九七七年、二二六—二二七頁、および「総論 現代社会主義論の状況と課題」『史的唯物論と現代』第六巻(前掲)一一—一三頁を参照。

- (8) 新美治一氏は、従来の特定の段階に成立した社会主義(あるいは人民民主主義)憲法が「国家の基本法」であったのに対し、現代社会主義憲法(特に東欧の改正憲法、当時予定中だったソ連憲法)が、「社会と国家の基本法」に「発展・転化」するという学説を詳細に検討されている。「社会と国家の基本法としての社会主義型憲法の意義」『社会主義法研究年報』第四号(三三頁以下)。ソ連邦における国家法 государственное право と憲法 конституционное право の差異と同一性に関する問題と共にあらためて論じなければならぬ課題である。